

衆議院内閣委員会ニュース

平成 25. 4. 3 第 183 回国会第 5 号

4 月 3 日（水）、第 5 回の委員会が開かれました。

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（内閣提出第 3 号）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第 4 号）

内閣法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 5 号）

地方公共団体情報システム機構法案（内閣提出第 7 号）

- ・甘利国務大臣、山本国務大臣、新藤総務大臣、加藤内閣官房副長官、西村内閣府副大臣、とかしき厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。
- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。

（質疑者及び主な質疑内容）

岡田克也君（民主）

- ・社会保障・税番号制度（番号制度）の導入により、IT 化されることが判明している行政事務等の効率化・合理化の効果を、具体的に国民に説明すべきと考えるが、甘利国務大臣の見解を伺いたい。
- ・平成 24 年 11 月 30 日の IT 戦略本部決定の「政府情報システム刷新に当たっての基本的考え方」では、政府情報化統括責任者に「IT 投資に係る業務改善等に関する勧告権限を有するものとする」としたのに対し、内閣法等の一部を改正する法律案では、内閣情報通信政策監にこれらの勧告権限が付与されていないことについて山本国務大臣の見解を伺いたい。
- ・公的業務を行う地方公共団体情報システム機構に対しては、独立行政法人同様に公務員 O B の天下りの禁止や公募による役員の確保等を担保すべきと考えるが新藤総務大臣の見解を伺いたい。

後藤祐一君（民主）

- ・内閣情報通信政策監を内閣府ではなく内閣官房に置くことにした理由を山本国務大臣に伺いたい。
- ・IT 基本法第 26 条の改正により、内閣情報通信政策監に府省横断的な計画の作成等を行わせることが可能となるが、内閣情報通信政策監が資料の提出等を各省庁へ求める際の権限を強化するために、IT 基本法第 26 条及び第 31 条の「本部は」という文言を「本部長は」とし、各省庁に拒否できないようにすべきと考えるが、山本国務大臣の見解を伺いたい。
- ・行政機関が保有する情報を国民に分かりやすい形で、かつ国民が利用しやすい方法により提供するための業務に、

IT 化に伴い削減される事務に従事していた余剰人員を充てるべきと考えるが、新藤総務大臣の見解を伺いたい。

荒井聰君（民主）

- ・少額貯蓄等利用者カードや住民基本台帳制度は、必ずしも成功した制度とは言いがたいと考える。これらの制度を運用する中で得られた教訓を、番号制度の設計にどのように生かしたのか伺いたい。
- ・特定個人情報保護委員会は、どれだけの規模を持つ組織で、具体的にどのような業務を行うのか。また、警察・司法との関係に関連して、立入検査権を有しているのかも併せて伺いたい。
- ・情報保護の要となる情報暗号化技術における数学の重要性に鑑みて、科学技術政策として数学の発展を支援していくべきであると考えているが、山本国務大臣の見解を伺いたい。

赤嶺政賢君（共産）

- ・米国では、「共通」番号制度をめぐる不正利用事案に対応するため、制度毎の個別番号利用に移行することが検討されている。このような状況下で、何故我が国では「共通」番号制度を導入するのか伺いたい。
- ・番号制度の導入で、国民がメリットを享受できる典型事例が高額医療・高額介護合算医療費の請求をする場合であると考える。しかし、平成 22 年度の支給実績の大半は、国と地方の情報連携を図る必要が無い事案であった。この点について政府の所見を伺いたい。

村上史好君（生活）

- ・全ての所得を捕捉することはできないなど、番号制度には限界がある。加えて、所得を捕捉される者と捕捉されない者がいるなど不公平感がある。こうした限界を超えて所得の捕捉を進めていくため、どのように取り組んでいくのか。
- ・民主党政権下において検討された番号制度は、歳入庁の導入とセットであったが、今回は歳入庁がまったく出てこない。また、税・社会保障一体改革の議論に結論が出ていないのに、番号制度の導入だけが先行している。これらの議論の結論が出てから番号制度の導入を進めるべきではないか。
- ・政府は番号制度導入に係るシステム構築等に総額で二千億円から三千億円を見込んでいるとしているが、具体的な積算根拠を明らかにすべきではないか。

松田学君（維新）

- ・我が国は少子高齢社会を迎え、今後、労働力人口が減少していくことから、生産性を向上させていかなければならない。そのためにはIT化を推進していく必要があるが、今後のIT政策の在り方について山本國務大臣の見解を伺いたい。
- ・医療システム改革は、医療システムのIT化を推進することであると考えますが、なかなか進んでいない。医療システムのIT化が進まない理由は何か。また、医療システムのIT化と番号制度との関係は今後どのようなものになるのか。
- ・我が国は今後超高齢化社会となっていくが、高齢者に対する支援に番号制度をどのように活用していくのか。

中丸啓君（維新）

- ・スイカやパスモなどの交通系ICカードの全国相互利用が可能になり、従来のカードをそのまま全国で利用できる。番号制度導入に当たり、現在の住基カードから、新しいカードに取り換えるということであるが、これは効率的なことなのか。
- ・個人情報の漏えい等の原因の多くは、内部のヒューマンエラーである。このため、情報の管理のためには、教育や周知が必要であると考えますが、どのように進めていくのか。
- ・番号制度導入は必要であると考えますが、諸外国における番号制度に関する教訓を十分に活かさなければならない。我が国が番号制度導入を検討するに当たり、どのような国をベンチマーキングしたのか。

杉田水脈君（維新）

- ・番号制度の前提としての電子自治体の成果について新藤國務大臣の見解を伺いたい。
- ・電子自治体の推進に関して人員・コストの削減の数値目標について伺いたい。
- ・マイナンバーシンポジウムの開催は評価できる取組みであると考えますが、開催を通じて得た国民の意見を今後の番号制度に活かしていくことについての政府の見解を伺いたい。

山之内毅君（維新）

- ・番号制度の行政側及び利用者側それぞれのメリット・デメリットについての甘利國務大臣の見解を伺いたい。
- ・医療分野についての番号制度の活用の考え方について伺いたい。また、既に実施している電子レセプトについての今後の具体的な活用の考え方について伺いたい。
- ・特定個人情報保護委員会は、個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言をどのように行うのか伺いたい。

大熊利昭君（みんな）

- ・いわゆるマイナンバーの導入に伴う個人情報の漏えいについて、万が一発生した場合、どのような体制で対応するのか。また、特定個人情報保護委員会が違反行為の中止等の措置を勧告する場合に、期限を定めている理由は何か、伺いたい。
- ・米国で進められている分野別番号制度への移行についての検討は、本法施行後3年を目途として行う個人番号の利用範囲の拡大等の検討に合わせて行うのか。それ以前に行うのか、伺いたい。
- ・IT戦略本部は府省横断的な計画の作成の事務を内閣情報通信政策監に委任できると規定されているが、各府省の会計や人事のシステムの共通化を指すのか。それらは当然であり、わざわざIT戦略本部で行うほどのことではないのではないか。